

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年4月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300236 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2400001 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 3 月まで

昭和 35 年に A 町 (現在は、B 市) 役場から年金制度が始まると連絡があったため、昭和 36 年 4 月頃に同町役場の窓口へ同年分の国民年金保険料である 900 円を納付し、昭和 37 年以降は同町役場より定期的に納付の案内が届き、同町役場より委託された C 区長へ国民年金保険料を納付したが、納付していない記録となっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について国民年金保険料の納付をした旨主張しているものの、請求者に係るオンライン記録、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳 (特殊台帳) によると、請求期間については申請免除と記録されており、保険料が納付された記録はない。

また、請求者は、請求期間に国民年金保険料免除の申請手続きを行った記憶はない旨主張しているものの、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請は、制度上、昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 3 月までの期間について、各年度において国民年金保険料免除の申請手続きを行い、審査に基づき免除の要否が決定されることから、請求者の申請がないまま、三度にわたり請求期間に係る免除申請が認められたとは考え難い。

さらに、請求者は、昭和 36 年 4 月に、請求期間のうち同年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の国民年金保険料 900 円を納付したと主張しているものの、このほかの請求期間に係る保険料の納付時期等については、明確な記憶がない旨陳述している。

加えて、B 市に対し、請求者の請求期間に係る A 町における国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付及び免除手続について照会したところ、同市は、請求者の請求期間に係る A 町における資料は保管していないため、回答できないとしている。

このほか、請求者が請求期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) がなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300365号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年5月1日から昭和28年4月1日まで

請求期間にA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できない。資料を提出するので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された同僚の著書『C』、請求期間当時の内容を記したメモ及び写真並びに同僚の回答により、請求期間に請求者がA社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の後継事業所であるとするD社は、請求期間当時の資料が残っておらず、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについて不明の旨回答しているほか、同僚からも請求者の厚生年金保険被保険者記録を訂正できるような回答及び資料を得ることができない。

また、前述の同僚の著書において、昭和27年4月1日当時、当該事業所の主な職員であったと記載される16名のうち、請求者を含む3名については、請求期間についてA社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳の記録は、いずれも請求者のオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、請求者と同様にA社において昭和21年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が14名確認できるところ、上記被保険者名簿は書替がされており、当該書替後の被保険者名簿によると、請求者が被保険者資格を喪失した昭和22年5月1日以降について、請求者以外の14名については、標準報酬月額に係る記録が

記載されているが、請求者の名前は二重線で消除されているほか標準報酬月額に係る記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。